

請願・陳情參考資料

平成22年6月1日

會計管理者

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
平成22年-14号 (H22. 5. 26)	会計管理者	公契約条例制定等について 鳥取県労働組合総連合	<p>・国が法律として制定するべきものと考えおり、国の労働法制の動向を注視している。 また、提出者から知事への要請に対して、下記のとおり回答している。 (H22. 2. 17要請→H22. 3. 15回答)</p> <p>【会計管理者】 公契約条例の制定は、地方公共団体の行う契約について最低賃金法等の労働法制とは別の基準を設けることとなるので、労働法制との整合性を図るためにも、国が法律として制定すべきと考える。 今後、国の動向を注視しながら、公契約法の検討を国に働きかけたい。</p> <p>【県土整備部】 一般的に言われている「公契約法（条例）」の内容は、公共事業の現場で働く全ての労働者に対して、賃金の最低基準を保証するよう受注者に義務づけるものである。 現在の賃金制度は、労働基準法や最低賃金法等の労働法制によって問題を解決する制度となっており、条例の制定は労働法制とは別の基準を設けることである。条例と労働法制との整合性を図るためにも国において一元的に扱われる事項であることから県独自の条例、要綱等で対応することは困難であると考え。今後の国の動向を見ながら、公契約法の検討を国に働きかけたい。 なお、下請業者の保護は、良質な社会資本整備のためにも重要な課題であり、現在、元請・下請調査等を実施し、下請業者へのしわ寄せ防止、改善指導等を行っている。</p>